

GEKIMIN 元気な民商ニュース

NO, 518

発行:北 区 民 主 商 工 会
住所:北 区 豊 島 2-13-7
電話 3913-6632
FAX 3913-6741

商工新聞の読みどころ▼商売繁盛…1面▼これでハッチリ…1面▼経営プラス…1面▼権利主張のポイント…2面▼私たちの主張…2面
▼滞納処分が…2面▼税務行政改善に奮闘…3面▼1000人の青年が連帯…4面▼相談コーナー…6面▼憲法動向…7面▼世の中ウオッチ…7面

ホームページ <http://www3.kitanet.ne.jp/~kitamins/index.html>

Eメール kitamins@ma.kitanet.ne.jp

東商連婦人部協議会主催

いきいきフェスタ 出店者募集中

11月23日(祝)東商連会館に『小店街』が出現!

あなたも模擬店を出店し、商売アピールしてみませんか?
過去にはエステやネイル、毛皮のコート、イラストレーターの
カードショップや素材自慢のお豆腐屋さん、新鮮野菜と
様々なお店が出店。婦人部員なら誰でも出店できますよ。
(ぜひ婦人部へのご加入を!部費は毎月100円です♪)

出店申し込みは11月12日必着

詳しくは事務局まで…☎3913-6632

条件変更OK 政策金融公庫

東商連・経営対策部は11月13日、日本政策金融公庫・本店に、金融円滑化法の打ち切りに伴って、一方的な「貸しはがし」は行わないようにと、要望し懇談を行いました。

東商連からは、経対部長の上原副会長、桜井常任理事、新宿民商から鈴木常任理事と江島事務局員と東商連事務局次長の竹原が参加しました。最初に上原副会長から、要望の趣旨説明を行い要望書に基づく回答を求めました。政策金融公庫からは、融資業務室・顧客相談グループの上席課長代理の水元氏と岩瀬氏が対応しました。要望の事項の二の二の項に對して公庫の水元氏は、「公庫は、金融円滑化法とは関係なく条件変更等にに応じてきました。今後も引き続き条件変更の申請があれば、引き続き対応しま

す」と答弁しました。三の項に對して水元氏は、「融資の申込みに関しては、期日までに間に合うよう審査実行をさせていただきます」とし、四の項では、「残念ながら要望に添うことが出来なかつた場合は、今後の改善内容も含めて丁寧な説明するように努めています」と答弁しました。これに對して、新宿民商の鈴木さんから、「自分は、融資を新宿支店に申し込んだところ、あらゆる資料提出を求められ、結果的に1年余も引き延ばされたあげく断られた。その後、なぜダメだったのかを聞いていたが説明してくれない。その間、経営は行き詰まってしまった」と述べたことに對して、水元氏は、「内容については、現時点では何とも言えないが、事実だとすればあつてはならないことです。早速、新宿支店に連絡しますのでもう一回話し合ってください」と答弁しました。また、「顧客相談グループ」と言うところは、支店との話し合いが進まないときには、相談のつてくれるのですか?」との質問に對しては、水元氏が、「苦情相談については応対しますが、対応が悪いところがあれば支店に指導

します」と答弁。税金を滞納している場合に融資の申込みでは納税誓約書が必要なものの間に對しては、「保証協会のように納税誓約書を求めることはありません。問題は、今後の納税計画を示せれば融資申込みは可能です」と答弁しました。

【要望事項】

- 一、引き続き、金融円滑化の実施を望みますが、終了になったとしても、一方的な「貸しはがし」は行わないでください。
- 二、条件変更の申請があつた場合は、すみやかに対応してください。
- 三、融資の申請があつた場合、速やかに審査し、融資実行を行ってください。
- 四、融資実行できない場合は、今後の改善も含めて説明してください。

2012年11月13日
東京商工団体連合会
会長 西村 富佐多

産業振興課 と懇談

10月23日(火)北区産業振興課と北区来年度予算での産業施策分野について懇談、民商からは宇津木会長・鈴木経対部副部長・鳥居

事務局長が出席しました。北区の産業施策は他区に比べて充実していると思われませんが、長引く不況で実際の商売が厳しい状況は変わらなかつ、地域でお金が回らなければいけないという点で、共通の認識となりました。また、最近スーパーやチェーン店が規制に全く掛からない「中型店」として進出を続々と進めており、商店街や地元中小業者への影響を危惧する点でも率直な意見交換ができました。



この間、民商まつりや夜のオリエンテeringなどの北区民商の活動は、北区として一定の評価をしてもらっており、引き続きの支援を要望しました。

税が悪魔になるとき

読書の秋にオススメの1冊

高藤貴男×湖東京至 著

今度の増税は 命まで持って行きますよ

“ゴリ押し”の消費税増税。だが、この税制の重大なウソと欠陥が明らかになってきた。本当は誰が負担しているのか? 法律に「転嫁」の言葉はない? 税が市場競争を後押しする? 人々を反目させつつ社会の富を弱者から強者へと集中するその機能とは?

知られざる消費税の本質を徹底追及し、税率アップの真の狙いと社会的害悪を告発する。ジャーナリスト高藤貴男氏と湖東京至税理士による対談本。目からウロコの1冊です! お求めは北区民商・ゆ〜ゆ〜書店か地元の本屋さんで! 1260円(税込)

三菱UFJニコスを 関東財務局へ告発

10月25日(木) 会員のMさんの帳簿開示請求に対し、三菱UFJニコスが不誠実な対応に終始しているため、貸金業法の開示請求義務違反として、湯島にある関東財務局東京出張所に告発を行いました。Mさんはクレジツト会社や消費者金融など数社からの借り入れがあり、その債務整理のため特定調停を行いました。ほとんどの会

社と話し合いがつき、一部の会社からは過払い金も取り戻しました。しかしニコスは古い帳簿は破棄したと、貸金業法に則した帳簿開示請求にも中途半端なものしか提出せず、Mさんはやむなく十分な資料をもとに過払い請求裁判を起こしました。ところがニコスの担当弁護士は、裁判でMさんが追求すると、「裁判に必要な書類だけ出した。」「以前のものがあろうと思うので会社に

問い合わせる。」と矛盾した答弁を連発しています。貸金業法では契約者からの帳簿開示請求には、貸金業者は残存する資料は全て開示する義務があります。Mさんの告発に対し財務局の担当官は、「お話を伺う限り、ニコスの対応には問題がある。事実関係を確認し、貸金業法に従った適切な指導をする。」と約束しました。

求人募集

- ランチタイムのホール担当
 - 元気で忙しい仕事好きな方
 - 午前10時～午後2時迄 委細面談
- 旬びすとる『京虎』
☎ 3819-3819
都電・荒川車庫すぐそば

原発事故による損害賠償請求で

東京電力 経産省と交渉

原発被害・東商連が窓口

東京電力

全商連では10月26日(金)福島第1原発事故

による損害賠償請求に対する、東京電力の対応が不誠実であると、当事者を含め18名で東京電力本社交渉を行いました。東京電力は損害賠償請求に対しこれまで、「福島は業者ではないから」「福島だけに売っているわけではないから」「原発事故によるはつきりとした因果関係が不明だから」と、なるべく払わない対応に終始しています。交渉に参加した当事者は「福島の地名を看板にしている飲食店だが売上がさっぱりなくなつた。」(宮城県)「干し芋生産農家だが売値が下落

放射線測定器を購入した。線量が高いところでは売買が不可能」と、それぞれが実態を告発しながら損害賠償請求に応じるよう要請しました。東京電力担当者は、「対応に不十分な点があったことはお詫びします。今日出された内容については再度検討させていただきます。」と回答、東京の事例については東商連を窓口団体にすることを了承しました。

経済産業省

東京電力交渉の後、引き続き経済産業省とも交渉を行いました。冒頭、経産省担当官から

今月の仲間増やし

11月2日(金)に尾藤副会長と東十条地域を訪問しました。開業してまもない洋食屋さんが熱心にお話しを聞いてくださいました。『民商ってどんな団体?』とおっしゃる方が多いため、あらためて訪問し宣伝する事が大事と思われました。以前何度か訪問していたお店が開業から1年も経たないうちに閉店されていく残念でした。お困り事がありましたらお気軽に民商にお問

「今回の事故は原子力エネルギーを推進してきた国にも一定の責任がある」と陳謝しました。参加者からは、これまでの東電の不誠実な対応を具体的事例をもとに、「東電は国の中間指針を根拠にして、そこにはないものは一切対象外と賠償請求を受け付けない」と怒りを持って告発、担当官は「中間指針はあくまで賠償の最低限の基準なので、東電には改めて指導していく。」と答えました。全商連からは、東電の賠償請求への対応を国の責任として検証していくことを要請しました。

お知らせ

◆会員無料法律相談

弁護士による無料法律相談会です。
次回11月28日(水)
午後2時から(要予約)

◆金融相談会虹の会

第1・第3水曜
2部構成で開催
昼の部2時～
夜の部7時～
次回11月21日見学歓迎

◆会内なんでも相談会

経営・くらしのなんでも相談会です。
毎週木曜 午後2時～

◆パソコンクラブ

11月27日(火)
赤羽文化センター
参加費3000円
パソコン操作の疑問質問に親切丁寧に応えます。
気軽に参加して下さい。

◆原発再稼働反対

音楽と公演の夕べ
11月30日(金)6時会場
滝野川会館大ホール

講演:「はだしのゲン」を語り続けて: 神田香織
音楽: アンサンブル古都
入場料: 1000円
民商にチケットあります
※各種積極的なご参加を!

宇都宮

税務調査対策学習会

税金に
つぶされて
たまるか!!

消費税増税で税金滞納が増えることを見越し、野田政権は昨年10月、に税務調査や滞納整理にあたっての税務署員の権限を強化する、国税通則法の改悪を行いました。記帳不備には罰金や刑罰まで可能な酷い内容です。営業を守るためには税務署に負けない知恵と対策が必要です。そこで、重税反対北区連絡会は、下記日程で学習会を行います。ぜひご参加ください。

日時: 11月22日(木) 夜7時より

場所: 東京土建北支部会館(北区王子1-13-3 北とびあ隣)

講師: 浦野広明 税理士

※参加無料



して利益が出ない。」(茨城県)「土産用の創作こけしを製造しているが、事故直後の5ヶ月間は売上が70%近く減った。」(栃木県)北区では、会員の(株)若狭建物さんが「埼玉や千葉の不動産売買において、放射能汚染の懸念から安全が確認できない土地・建物にはお客さんが付かないため、10万円もする

消費税増税の中止を 求める署名の取り組み

秋の運動期間、1会員10名分を目標に消費税増税中止を求める署名に取り組んでいます。

北南支部では役員さんが会員さんに署名と一緒に民商宛の封筒を手渡し民商の事務所に33名分の署名が届きました。また東神支部の役員さんは会社のお得意先に署名を郵送し署名を上げています。署名の輪を広げ、消費税増税をなんとかして止めよう。